

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令

平成17年 2月 9日 政令 第18号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成20年10月17日 政令 第318号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：未定

(経済連携協定)

第一条 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
- 二 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
- 三 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定
- 四 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
- 五 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
- 六 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

◆追加◆

(経済連携協定)

第一条 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
- 二 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
- 三 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定
- 四 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
- 五 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
- 六 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

七 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定

- 本則 -

施行日：未定

(申請書等の保存)

第二条 法第五条の規定による申請書及び資料の保存は、これらに係る法第二条第三項に規定する特定原産地証明書（以下「特定原産地証明書」という。）の発給の日から起算して、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間行うものとする。

一 第一条第一号に規定する経済連携協定	五年
二 第一条第二号に規定する経済連携協定	五年
三 第一条第三号に規定する経済連携協定	五年
四 第一条第四号に規定する経済連携協定	五年
五 第一条第五号に規定する経済連携協定	五年
六 第一条第六号に規定する経済連携協定	三年

(申請書等の保存)

第二条 法第五条の規定による申請書及び資料の保存は、これらに係る法第二条第三項に規定する特定原産地証明書（以下「特定原産地証明書」という。）の発給の日から起算して、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間行うものとする。

一 第一条第一号に規定する経済連携協定	五年
二 第一条第二号に規定する経済連携協定	五年
三 第一条第三号に規定する経済連携協定	五年
四 第一条第四号に規定する経済連携協定	五年
五 第一条第五号に規定する経済連携協定	五年
六 第一条第六号に規定する経済連携協定	三年
七 第一条第七号に規定する経済連携協定	三年

- 本則 -

施行日：未定

(情報提供の期間)

第四条 法第三十条第一項の政令で定める期間は、経済連携協定の締約国たる外国に特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあつては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の中欄に定める期間とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあつては同表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間とする。

一 第一条第一号に規定する経済連携協定	四月	二月
二 第一条第二号に規定する経済連携協定	三月	二月
三 第一条第三号に規定する経済連携協定	三月	二月
四 第一条第四号に規定する経済連携協定	三月	二月
五 第一条第五号に規定する経済連携協定	六月	四月
六 第一条第六号に規定する経済連携協定	三月	二月

(情報提供の期間)

第四条 法第三十条第一項の政令で定める期間は、経済連携協定の締約国たる外国に特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあつては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の中欄に定める期間とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあつては同表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間とする。

一 第一条第一号に規定する経済連携協定	四月	二月
二 第一条第二号に規定する経済連携協定	三月	二月
三 第一条第三号に規定する経済連携協定	三月	二月
四 第一条第四号に規定する経済連携協定	三月	二月
五 第一条第五号に規定する経済連携協定	六月	四月
六 第一条第六号に規定する経済連携協定	三月	二月
七 第一条第七号に規定する経済連携協定	三月	三月

- 改正法・附則・題名～平成20年10月17日 政令 第318号～

施行日：未定

◆追加◆

附 則 (平成二〇・一〇・一七政三一八)

- 改正法・附則～平成20年10月17日 政令 第318号～

施行日：未定

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

- 改正法・附則～平成20年10月17日 政令 第318号～

施行日：未定

◆追加◆

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の第一条第七号に規定する経済連携協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前にお

いても、同法第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十二条第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。